

3. 電文方式と構造

3. 電文方式と構造

NACCS では、NACCS EDI 標準の電文 (NACCS EDI 電文)、MIME (Multipurpose Internet Mail Extensions) 形式の電文 (EDIFACT 電文及び添付ファイル電文)、XML 形式電文の 3 種類の電文を利用する。NACCS EDI 電文は、業務仕様書にて規定されたすべての業務及び管理資料に対応している。

3.1 NACCS EDI 電文

3.1.1 NACCS EDI 電文方式

NACCS の NACCS EDI 電文における電文方式は、システム処理上取扱いが容易である固定長方式のメリットと、システム設計の柔軟性を持つ可変長方式のメリットの双方を備え持つ、固定長デリミター方式とする。

ただし、管理資料は、一部資料を除き、CSV 形式とする。管理資料の出力フォーマットは、「付表 6-9-2 民間管理資料情報一覧」を参照すること。

また、管理資料の電文方式の詳細は、「6. 管理資料情報取出について」を参照すること。

デリミターは、CRLF 符号を採用する。16 進法で“CR”は“0D”、“LF”は“0A”で表記される。詳細については、「3.6 コード体系」を参照すること。

なお、本仕様では、CRLF 符号を<CRLF>、半角スペース (1 バイト) を△、と表記する。

3.1.2 NACCS EDI 電文の電文構造

利用者が NACCS センターサーバとの間で送受信する NACCS EDI 電文の構造は、電文のヘッダ一部にあたる「入力 (出力) 共通項目」と電文のデータ部にあたる「業務個別項目 (管理資料 (CSV 形式) を含む)」から構成される。

NACCS EDI 電文の最大長は、700,000 バイトとする。

NACCS EDI 電文の電文構造を図 3-1-1 に示す。

実際の送受信では、NACCS EDI 電文に通信プロトコルヘッダ等が付加される。

関連省庁システムの業務で送受信する電文の最大長は、表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 関連省庁システム間送受信電文の最大電文長

システム	電文の種類	最大電文長
乗員上陸許可支援システム	添付ファイル無し	700,000 バイト
	添付ファイル付き	10,700,000 バイト

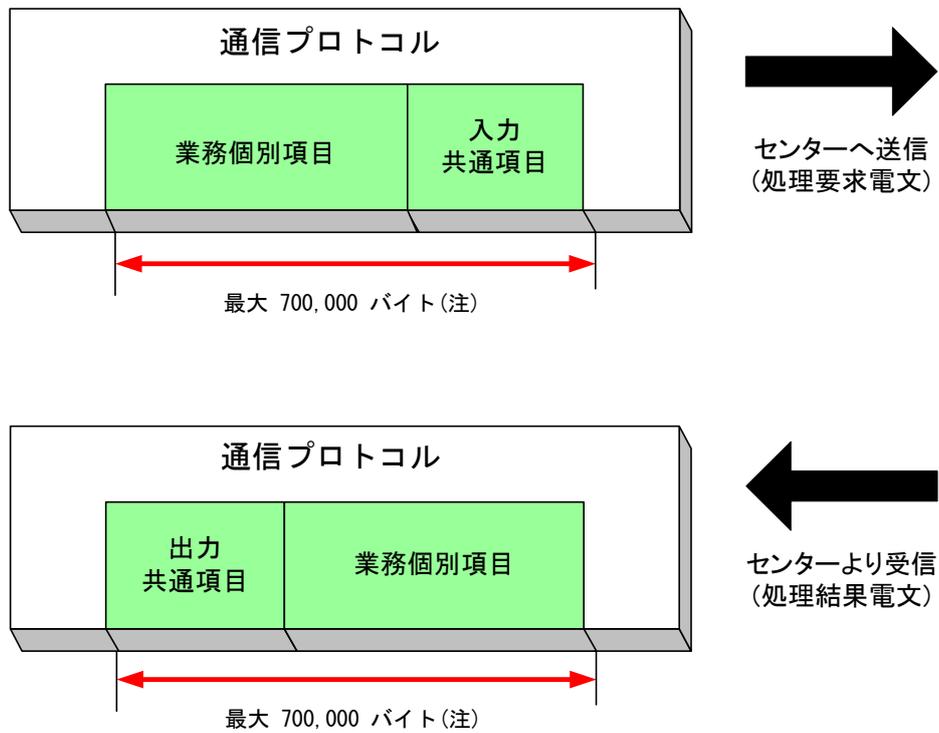


図 3-1-1 NACCS EDI 電文

(注) なお、関連省庁システムの業務で送受信する電文の最大長は、表3-1-1を参照

3.1.2.1 入力共通項目（処理要求電文）

入力共通項目は、398 バイト固定である。ただし、入力共通項目のデリミター2 バイトを含めると 400 バイトである。属性は、半角英数字・記号とする。入力共通項目について、表 3-1-2 に示す。

表 3-1-2 入力共通項目

項番	項目名	桁	概要	設定例等
1	制御情報	3	スペースを固定設定する	(スペースを固定設定)
2	業務コード	5	業務コードを設定し、業務の振り分けに使用する	IDA△△ (輸入申告事項登録)
3	(予約エリア)	21	スペースを固定設定する (注 1)	(スペースを固定設定)
4	利用者コード	5	利用者コード、識別番号、利用者パスワードを設定し、利用者の識別に使用する	1AABC
5	識別番号	3		001
6	利用者パスワード	8		*****
7	(予約エリア)	174	スペースを固定設定する (注 1)	(スペースを固定設定)
8	電文引継情報 (注 2)	26	処理要求電文、処理結果電文を対応させるための情報を設定する	利用者で一意的な値を設定する なお、パッケージソフトでは自動的に“電文引継情報”が設定される
9	(予約エリア)	8	スペースを固定設定する (注 1)	(スペースを固定設定)
10	入力情報特定番号 (注 2)	10	処理結果電文にそのまま出力される	利用者で任意の値を設定する
11	索引引継情報 (注 2)	100	照会業務等において照会情報等が一つの処理結果電文で収まらない場合、続きの情報を照会する際に使用する(継続処理)	(継続処理を行う場合、受信した処理結果電文中の“索引引継情報”をそのまま設定する)
12	(予約エリア)	1	スペースを固定設定する (注 1)	(スペースを固定設定)
13	システム識別	1	実施する業務やシステムの識別を設定する(注 3) NACCS 業務を行う場合：航空／海上のいずれかを設定する 関連省庁業務を行う場合：電文の宛先を識別するための情報を設定する	NACCS：(航空：1 海上：2) 輸入食品監視支援業務：4 植物検疫関連業務：5 動物検疫関連業務：6 外為法関連業務：7 港湾関連業務：8 乗員上陸許可支援システム：9 (注 4)
14	(予約エリア)	27	スペースを固定設定する (注 1)	(スペースを固定設定) NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトでは、先頭 3 桁を「画面コード」として使用する
15	電文長	6	NACCS EDI 電文の長さを示す (入力共通項目を含む) NACCS センターサーバでは、電文の終端をこの値にて判断する。なお、添付ファイルの大きさは当該項目には含まれない	000400～700000 (最大電文長は、700,000) (注) なお、関連省庁システムの業務で送受信する電文の最大長は、3.1.2 NACCS EDI 電文の電文構造 表 3-1-1 を参照
16	合計	398		

(注1) 予約エリアは、システムの制御用に使用する。

(注2) 電文引継情報、入力情報特定番号、索引引継情報は、「3.5 各種電文制御項目」に詳しく解説してあるので、そちらを参照すること。

(注3) 利用者システム(EDIFACT利用者を除く)においては、「付表6-7 対象業務一覧」を参照し、業務に応じたシステム識別を設定すること。

(注4) 利用者が設定することは無い。「港湾関連業務：8」の処理要求電文に対して業務処理で判断し、「乗員上陸許可支援システム：9」を設定する。

3.1.2.2 電文方式規則

3.1.2.2.1 処理要求電文の電文方式規則

NACCS EDI 電文（処理要求電文）をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下のようなになる。（プロトコルヘッダー、トレーラー部分については、表記を省略している）

XXXXXXXXXXXXX...XXX<CRLF>	入力共通項目
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目1
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目2
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目…
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目n

- ① 有効データ項目（入力項目にデータの入力がある項目）の項目間に挟まれる、データの入力がない項目については、スペースを送信する必要がある。（後述「(参考1) 処理要求電文作成例」（例1）を参照）
- ② 有効データ項目以降のスペースは送信してはならない。（後述「(参考1) 処理要求電文作成例」（例2、3、4、5）を参照）
- ③ 負の数字を格納する場合、負符号“-”は、一文字として桁数にカウントされる。小数を格納する場合、小数点記号“.”は、一文字として桁数にカウントされる。

! NACCS センターが提供するパソコン用パッケージソフトにおいては、NACCS EDI 電文を自動生成するため、パソコン用パッケージソフトを利用する場合には、利用者が電文方式を意識する必要はない。

3.1.2.2.2 処理結果電文の電文方式規則

NACCS EDI 電文（処理結果電文）をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下のようになる。（プロトコルヘッダー、トレーラー部分については表記を省略している）

XXXXXXXXXX...XXX<CRLF>	出力共通項目
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目1
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目2
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目…
XXXX...XXX<CRLF>	業務個別項目n

- ① 有効データ項目（出力項目にデータの入力がある項目）の項目間に挟まれる、データの入力がない項目については、スペースが送信される。（後述「(参考2) 処理結果電文出力例」（例6）を参照）
- ② 有効データ項目以降でも、業務仕様で規定された最終項目分までのスペースが送信される。（後述「(参考2) 処理結果電文出力例」（例7、8）を参照）
- ③ 電文の最後に繰返し情報が存在する場合で、繰返し部にひとつも有効データが存在しない繰返し部については、1回目の繰返し部の最終項目分までのスペースが送信される。（後述「(参考2) 処理結果電文出力例」（例9）を参照）
- ④ 電文の最後に繰返し情報が存在する場合は、有効データが存在する繰返し部の最終項目分までのスペースが送信される。（後述「(参考2) 処理結果電文出力例」（例10、11）を参照）

! 「(参考2) 処理結果電文出力例」に具体的な電文例を記載しているため、各例及び説明文を参照すること。

(参考1) 処理要求電文作成例

NACCS EDI電文（処理要求電文）の作成例を示す。なお、説明上、入力共通項目部分を省略表記している。

(例1) から (例5) 内の項目1、項目2、項目3、項目4、項目5は、全て左詰で入力することが条件になっていると仮定する。

(例1) 入力項目が項目1、項目2、項目3、項目4の業務において、 項目1と項目4のみに情報を持つ場合

項目1から項目4までの全ての項目の桁数が8桁であり、項目1の情報が“USA”、項目4の情報が“LA”であるとき、NACCS EDI 電文をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下ようになる。

U S A △△△△△<CRLF>	業務個別項目1
△△△△△△△△<CRLF>	業務個別項目2
△△△△△△△△<CRLF>	業務個別項目3
L A △△△△△△<CRLF>	業務個別項目4

(注：△は、スペースを示す)

ここで情報を持つ項目に挟まれる項目2と項目3については、桁数分のスペースが必要であり、この電文のデータ長は、情報の有無に関わらず一定である。

? 質問

項目1と項目4に情報を持つ場合に、なぜ項目2と項目3も必要桁分のスペースを設定する必要があるのか？

回答

NACCS EDI 電文が、固定長デリミター方式を採用しているためである。

仮に項目2と項目3の情報をのぞいて、詰めて電文を送信してしまうと、電文不正を起すか、または項目4の情報を項目2の情報と誤認してサーバ内で処理されてしまい、エラーとなる可能性があるためである。

(例 2) 入力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 1 と項目 3 のみに情報を持つ場合

項目 1 から項目 4 までのすべての項目の桁数が 8 桁であり、項目 1 の情報が“USA”、項目 3 の情報が“LA”であるとき、NACCS EDI 電文をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下のようなになる。

U S A △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 1	
△ △ △ △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 2	
L A △ △ △ △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 3	
	業務個別項目 4	← 送信しない

(注：△は、スペースを示す)

以降に更に情報を持つ項目が存在しない場合は、その項目を送信してはならない。

(例 3) 入力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 3 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

項目 1 から項目 4 までのすべての項目の桁数が 5 桁であり、項目 1 の情報が“US”、項目 3-①の情報が“CA”及び項目 3-②の情報が“NY”、項目 4 の情報が“UK”であるとき、NACCS EDI 電文をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下のようなになる。

U S △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 1	
△ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 2	
C A △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 3-①	
N Y △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 3-②	
△ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 3-③	
U K △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 4	(注：△は、スペースを示す)

ここで、項目 3 については、繰返し部①、②にしか情報がない場合でも、繰返し部③については、桁数分のスペースが必要である。

? 質問

項目 1 と項目 3-①、項目 3-②、項目 4 に情報を持つ場合に、なぜ項目 2 と項目 3-③に必要な桁分のスペースを設定する必要があるのか？

回答

NACCS EDI 電文が、固定長デリミター方式を採用しているためである。

仮に項目 2 と項目 3-③の情報をのぞいて詰めて電文を送信してしまうと、電文不正を起こすか、または項目 3-①、項目 3-②、項目 4 の情報を、項目 2 や項目 3-①、項目 3-③と誤認してサーバ内で処理されてしまい、エラーとなる可能性があるためである。

(例 4) 入力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 4 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

項目 1 から項目 4 までのすべての項目の桁数が 5 桁であり、項目 1 の情報が“US”、
項目 4-①の情報が“CA”及び項目 4-②の情報が“NY”であるとき（2 回分までしか
データが存在しない場合）、NACCS EDI 電文をテキストエディター等のテキスト形式
でみた場合、以下のようなになる。

U S △△△△<CRLF>	業務個別項目 1	
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 2	
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 3	
C A △△△△<CRLF>	業務個別項目 4-①	
N Y △△△△<CRLF>	業務個別項目 4-②	
	業務個別項目 4-③	← 送信しない

(注：△は、スペースを示す)

(例 5) 入力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4、項目 5 の業務において、
項目 3、項目 4、項目 5 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

項目 1 から項目 5 までのすべての項目の桁数が 5 桁であり、
項目 1 の情報が“US”、項目 3-①の情報が“IN”、
項目 4-①の情報が“CA”、項目 5-①の情報が“NY”、
項目 3-②の情報が“MI”、項目 4-②の情報が“FL”であるとき（4-②までしかデ
ータが存在しない場合）、NACCS EDI 電文をテキストエディター等のテキスト形式で
みた場合、以下のようなになる。

U S △△△△<CRLF>	業務個別項目 1	
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 2	
I N △△△△<CRLF>	業務個別項目 3-①	
C A △△△△<CRLF>	業務個別項目 4-①	
N Y △△△△<CRLF>	業務個別項目 5-①	
M I △△△△<CRLF>	業務個別項目 3-②	
F L △△△△<CRLF>	業務個別項目 4-②	
	業務個別項目 5-②	← 送信しない
	業務個別項目 3-③	← 送信しない
	業務個別項目 4-③	← 送信しない
	業務個別項目 5-③	← 送信しない

(注：△は、スペースを示す)

(参考2) 処理結果電文出力例

NACCS EDI電文（処理結果電文）の出力例を示す。なお、説明上、出力共通項目部分を省略表記している。

(例6) から (例11) 内の項目1、項目2、項目3、項目4、項目5、項目6、項目7、項目8、項目9は、全て左詰で出力することが条件になっていると仮定する。

(例 6) 出力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 1 と項目 4 のみに情報を持つ場合

- a. 項目 1 から項目 4 までの全ての項目の桁数が 8 桁である。
- b. 項目 1 から項目 4 までが共通部に係る情報である。
(共通部のみの電文である)
- c. 項目 1 の情報が “USA”、項目 4 の情報が “LA” である。

(共通部の最後まで有効データが存在する場合)

上記 a. から c. のような条件のときの処理結果電文（NACCS EDI 電文）をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下ようになる。

U S A △△△△△△<CRLF>	業務個別項目1	} 共通部
△△△△△△△△△△<CRLF>	業務個別項目2	
△△△△△△△△△△<CRLF>	業務個別項目3	
L A △△△△△△△△△△<CRLF>	業務個別項目4	

(注：△は、スペースを示す)

ここで情報を持つ項目に挟まれる項目 2 と項目 3 については、桁数分のスペースが必要であり、この電文のデータ長は、情報の有無に関わらず一定である。

<p>? 質問</p> <p>項目 1 と項目 4 に情報を持つ場合に、なぜ項目 2 と項目 3 も必要桁分のスペースが設定されるのか？</p> <p>回答</p> <p>NACCS EDI 電文が、固定長デリミター方式を採用しているためである。</p> <p>仮に項目 2 と項目 3 の情報を除き、電文を詰めて送信してしまうと、利用者システムで項目 4 の情報を項目 2 の情報と誤認して処理されてしまう可能性があるためである。</p>

(例 7) 出力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 1 と項目 3 のみに情報を持つ場合

- a. 項目 1 から項目 4 までの全ての項目の桁数が 8 桁である。
- b. 項目 1 から項目 4 までが共通部に係る情報である。
(共通部のみの電文である)
- c. 項目 1 の情報が“USA”、項目 3 の情報が“LA”である。

(共通部の最後まで有効データが存在しない場合)

上記 a. から c. のような条件のときの処理結果電文 (NACCS EDI 電文) をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下のようになる。

U S A △ △ △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 1	} 共通部
△ △ △ △ △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 2	
L A △ △ △ △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 3	
△ △ △ △ △ △ △ △ △ <CRLF>	業務個別項目 4	

← [送信される]

(注：△は、スペースを示す)

以降に情報を持つ項目が存在しない場合でも、業務仕様によって規定された最終項目分 (共通部の最後) までのスペースが送信される。

ここで情報を持つ項目に挟まれる項目 2 と、最終項目である項目 4 については、桁数分のスペースが設定され、この電文のデータ長は、情報の有無に関わらず一定である。

ただし、電文種別[R] (処理結果通知電文、出力情報電文画面用エラー)、及び、電文種別[U] (溜め置き電文) については、情報を持つ最後の項目までが送信されるため、項目 3 までが送信されることになる。

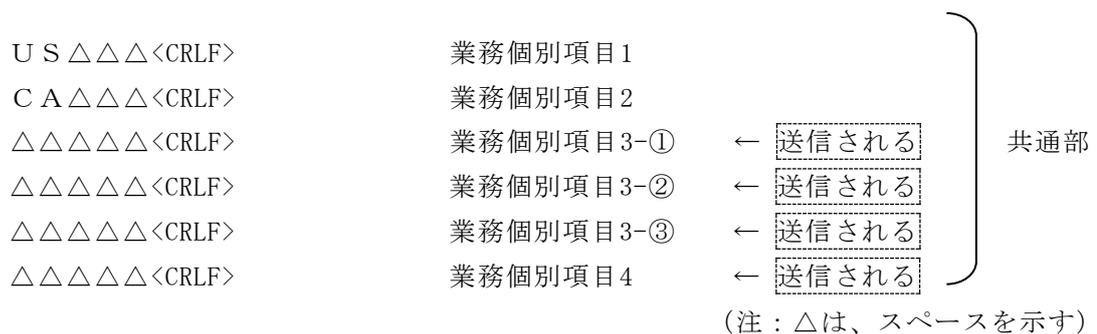
電文種別については、「3.4 電文の種類」を参照すること。

(例 8) 出力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 3 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

- a. 項目 1 から項目 4 までの全ての項目の桁数が 5 桁である。
- b. 項目 1 から項目 4 までが共通部に係る情報である。
(共通部のみの電文である)
- c. 項目 1 の情報が“US”、項目 2 の情報が“CA”、である。

(共通部内に繰返し項目が存在し、かつ共通部の最後まで有効データが存在しない場合)

上記 a. から c. のような条件のときの処理結果電文 (NACCS EDI 電文) をテキストエディター等のテキスト形式で見た場合、以下のようになる。



以降に情報を持つ項目が存在しない場合でも、業務仕様によって規定された最終項目分 (共通部の最後) までのスペースが送信される。

ただし、電文種別[R] (処理結果通知電文、出力情報電文画面用エラー)、及び、電文種別[U] (溜め置き電文) については、情報を持つ最後の項目までが送信されるため、項目 2 までが送信されることになる。

電文種別については、「3.4 電文の種類」を参照すること。

(例 9) 出力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4 の業務において、
項目 4 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

- a. 項目 1 から項目 4 までの全ての項目の桁数が 5 桁である。
- b. 項目 1 から項目 3 までが共通部に係る情報であり、項目 4 が繰返し部である。
- c. 項目 1 の情報が“US”、項目 2 の情報が“NY”、である。

(電文の最後が繰返し部になっており、かつ繰返し項目に有効データが存在しない場合)

上記 a. から c. のような条件のときの処理結果電文（NACCS EDI 電文）をテキストエディター等のテキスト形式でみた場合、以下のようなになる。

U S △△△△<CRLF>	業務個別項目 1	}	共通部	
N Y △△△△<CRLF>	業務個別項目 2			
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 3			
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 4-①	← 送信される	}	繰返し部
	業務個別項目 4-②	← 送信されない		
	業務個別項目 4-③	← 送信されない		

(注：△は、スペースを示す)

電文の最後の繰返し部に有効データが存在しない場合でも、項目 4 については、1 回目の繰返し部の最終項目分までのスペースが送信される。

ただし、空の帳票が出力されてしまう場合などは、項目 3 の共通部までしか送信されない。

また、電文種別[R]（処理結果通知電文、出力情報電文画面用エラー）、及び、電文種別[U]（溜め置き電文）については、情報を持つ最後の項目までが送信されるため、項目 2 までが送信されることになる。

電文種別については、「3.4 電文の種類」を参照すること。

(例 10) 出力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4、項目 5 の業務において、
項目 3、項目 4、項目 5 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

- a. 項目 1 から項目 5 までの全ての項目の桁数が 5 桁である。
- b. 項目 1 から項目 2 までが共通部に係る情報であり、
項目 3 から項目 5 が繰返し部である。
- c. 項目 1 の情報が“US”、項目 3-①の情報が“IN”、
項目 4-①の情報が“CA”、項目 5-①の情報が“NY”、
項目 3-②の情報が“MI”、項目 4-②の情報が“FL”である。

（電文の最後が複数項目による繰返し部となっており、かつ 1 つの繰返し部の最後まで有効データが存在しない場合）

上記 a. から c. のような条件のときの処理結果電文（NACCS EDI 電文）をテキストエディター等のテキスト形式でみた場合、以下のようになる。



（注：△は、スペースを示す）

電文の最後に繰返し部が存在する場合は、有効データが存在する繰返し部の最終項目分までのスペースが送信される。

ただし、電文種別[R]（処理結果通知電文、出力情報電文画面用エラー）、及び、電文種別[U]（溜め置き電文）については、情報を持つ最後の項目までが送信されるため、項目 4-②までが送信されることになる。

電文種別については、「3.4 電文の種類」を参照すること。

(例 11) 出力項目が項目 1、項目 2、項目 3、項目 4、項目 5、項目 6、項目 7、項目 8、項目 9 の業務において、
項目 4 と項目 8 が繰返し項目（繰返し数は 3 回と仮定）の場合

- a. 項目 1 から項目 9 までのすべての項目の桁数が 5 桁である。
- b. 項目 1 から項目 5 までが共通部に係る情報であり、項目 6 から項目 9 までが繰返し部に係る情報である。
- c. 項目 1 の情報が“US”、項目 3 の情報が“IN”、項目 4-①の情報が“CA”、項目 4-②の情報が“NY”、項目 01-6 の情報が“MI”、項目 01-7 の情報が“FL”、項目 01-8-①の情報が“OR”である。

(電文の最後が繰返し項目を含む繰返し部となっており、かつ 1 つの繰返し部の最後まで有効データが存在しない場合)

上記 a. から c. のような条件のときの処理結果電文 (NACCS EDI 電文) をテキストエディター等のテキスト形式でみた場合、以下ようになる。

U S △△△△<CRLF>	業務個別項目 1		}	共通部
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 2			
I N △△△△<CRLF>	業務個別項目 3			
C A △△△△<CRLF>	業務個別項目 4-①			
N Y △△△△<CRLF>	業務個別項目 4-②			
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 4-③		}	繰返し部
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 5			
M I △△△△<CRLF>	業務個別項目 01-6	← 送信される		
F L △△△△<CRLF>	業務個別項目 01-7	← 送信される		
O R △△△△<CRLF>	業務個別項目 01-8-①	← 送信される		
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 01-8-②	← 送信される	}	繰返し部
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 01-8-③	← 送信される		
△△△△△△<CRLF>	業務個別項目 01-9	← 送信される		
	業務個別項目 02-6	← 送信されない		
	業務個別項目 02-7	← 送信されない		
	業務個別項目 02-8-①	← 送信されない	}	繰返し部
	業務個別項目 02-8-②	← 送信されない		
	業務個別項目 02-8-③	← 送信されない		
	業務個別項目 02-9	← 送信されない		

(注：△は、スペースを示す)

電文の最後に繰返し部が存在する場合は、有効データが存在する繰返し部の最終項目分までのスペースが送信される。

ただし、電文種別[R] (処理結果通知電文、出力情報電文画面用エラー)、及び、電文種別[U] (溜め置き電文) については、情報を持つ最後の項目までが送信されるため、項目 01-8-①までが送信されることになる。

電文種別については、「3.4 電文の種類」を参照すること。

3.1.2.3 業務個別項目の入力方法

NACCS EDI 電文は、固定長デリミター方式（管理資料は、一部を除き CSV 形式）を採用しており、各項目は固定長となる。

業務個別項目の入力方法／入力条件を表3-1-3に示す。

表 3-1-3 業務個別項目の入力方法／入力条件

項目	表記	属性	入力方法	入力条件
業務個別項目 （業務仕様書にて 業務ごと項目ごと に定義される。）	n	半角数字	右詰め	規定桁数未満での入力も可能であるが、不足桁数分は、半角スペースの入力が必須
	an	半角英数字・ 記号 ※英小文字不可	左詰め	規定桁数未満での入力も可能であるが、不足桁数分は、半角スペースの入力が必須
	sn	半角英数字・ 記号 ※英小文字可	左詰め	規定桁数未満での入力も可能であるが、不足桁数分は、半角スペースの入力が必須
	j	全角文字 半角英数字・ 記号	左詰め	規定桁数未満での入力も可能であるが、不足桁数分は、半角スペースの入力が必須



NACCSセンターが提供するパソコン用パッケージソフトは、規定桁数未満でのデータ入力時には、自動的に電文を生成（スペースを入力）する。

（例 1）入力条件「小数点以下第 2 位まで入力」「右詰め入力」「桁数 n8」で“12.3”という数値を入力する場合は、下記のいずれかを設定する。

- ① △△△△ 1 2 . 3
- ② △△△ 1 2 . 3 0

（注：△は、スペースを示す）

（例 2）上記入力条件で、数値“12.00”を入力する場合は、下記のいずれかを設定する。

- ① △△△△△△ 1 2
- ② △△△△ 1 2 . 0
- ③ △△△ 1 2 . 0 0

（注：△は、スペースを示す）

3.1.2.4 出力共通項目（処理結果電文）

出力共通項目は、398 バイト固定である。ただし、出力共通項目のデリミター2 バイトを含めると 400 バイトである。属性は半角英数字・記号とする。

インタラクティブ処理方式（パソコン用パッケージソフト）の場合、インタラクティブ処理方式（SMTP 双方向または ebMS）または、メール処理方式（ゲートウェイコンピュータ）の場合の出力共通項目（処理結果電文）を表 3-1-4、表 3-1-5 に示す。

表 3-1-4 出力共通項目

(インタラクティブ処理方式 (パソコン用パッケージソフト) の場合)

項番	項目名	桁	概要	設定例等	
1	(予約エリア)	3	(注1)		
2	業務コード	5	業務コードが設定される (注2)	IDA△△ (輸入申告事項登録)	
3	出力情報コード	7	出力情報コードが設定される 電文等の振り分けを行う際には、この情報を使用することが望ましい	AAE0010 *AIDA△△	
4	電文受信日時	14	電文受信日時が設定される (yyyymmddhhmm)	201812101430△△	
5	利用者コード	5	電文を受信する利用者の利用者コードが設定される	1AABC (宛先管理の設定で出力先利用者コードの登録がある場合は、登録された利用者コードが設定される)	
6	(予約エリア)	11	(注1)		
7	論理端末名	6	出力先の論理端末名が設定される	1ABC1C	
8	(予約エリア)	64	(注1)		
9	Subject	64	業務個別データ (申告番号等) が設定される	10123456710...	
10	(予約エリア)	40	(注1)		
11	電文引継情報	26	処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する (詳細は、「3.5.2」を参照)		
12	電文制御情報	分割通番	3	処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する	000~001
13		最終表示	1	処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する	最終の電文に“E”が設定される その他は、スペース
14		電文種別	1	電文の種別を示す (詳細は、「3.4」を参照)	処理結果通知電文の場合は、“R”が設定される
15		(予約エリア)	3	(注1)	
16	入力情報特定番号	10	処理要求電文の設定情報がそのまま出力される。ただし、EXC型電文には、スペースが設定される	(処理要求電文の設定情報)	
17	索引引継情報	100	照会業務等において照会情報等が一つの処理結果電文に収まらない場合等、処理結果電文に索引引継情報が設定される(継続処理)	(継続情報)	
18	宛管形式	1	宛管形式が設定される (詳細は、「5.1」を参照)	INQ型の場合は“Q” EXZ型の場合は“Z” EXC型の場合は“C” 管理資料の場合は“K”	
19	(予約エリア)	28	(注1)		
20	電文長	6	NACCS EDI 電文の長さを示す	000400~700000 (最大電文長は、700,000) (注) なお、関連省庁システムの業務で送受信する電文の最大長は、3.1.2 NACCS EDI 電文の電文構造表 3-1-1を参照のこと	
21	合計	398			

(注1) 予約エリアは、システムの制御用に使用する。

(注2) 出力共通項目に設定される業務コードについては、入力共通項目と同じ業務コードを保証しないため、入力項目と異なる業務コードまたは、規則性のない文字列 (スペースを含む) が設定される場合がある。従って、電文等の振り分けを行う際には、出力情報コード、電文引継情報、入力情報特定番号を利用することが望ましい。

表 3-1-5 出力共通項目

(インタラクティブ処理方式(SMTP 双方向または ebMS)

または、メール処理方式(ゲートウェイコンピュータ)の場合)

項番	項目名	桁	概要	設定例等
1	(予約エリア)	3	(注 1)	
2	業務コード	5	業務コードが設定される (注 2)	IDA△△ (輸入申告事項登録)
3	出力情報コード	7	出力情報コードが設定される 電文等の振り分けを行う際には、この情報を使用することが望ましい	AAE0010 *AIDA△△
4	電文受信日時	14	電文受信日時が設定される (yyyymmddhhmm)	201812101430△△
5	利用者コード	5	電文を受信する利用者の利用者コードが設定される	1AABC (宛先管理の設定で出力先利用者コードの登録がある場合は、登録された利用者コードが設定される)
6	(予約エリア)	17	(注 1)	
7	利用者のメールアドレス	64	SMTP ヘッダーの To の値と同一 (メールプロトコル使用時)	ABC001@XXX...
8	Subject	64	業務個別データ (申告番号等) が設定される	10123456710...
9	(予約エリア)	40	(注 1)	
10	電文引継情報	26	処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する (詳細は、「3.5.2」を参照)	
11	電文制御情報	分割通番	3 処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する	000~001
12		最終表示	1 処理要求電文に対応する一連の処理結果電文の特定に使用する	最終の電文に"E"が設定される その他は、スペース
13		電文種別	1 電文の種別を示す (詳細は、「3.4」を参照)	処理結果通知電文の場合は、"R"が設定される
14		(予約エリア)	3	(注 1)
15	入力情報特定番号	10	処理要求電文の設定情報がそのまま出力される。ただし、EXC 型電文には、スペースが設定される	(処理要求電文の設定情報)
16	索引引継情報	100	照会業務等において照会情報等が一つの処理結果電文に収まらない場合等、処理結果電文に索引引継情報が設定される(継続処理)	(継続情報)
17	宛管形式	1	宛管形式が設定される (詳細は、「5.1」を参照)	INQ 型の場合は"Q" EXZ 型の場合は"Z" EXC 型の場合は"C" 管理資料の場合は"K"
18	(予約エリア)	28	(注 1)	
19	電文長	6	NACCS EDI 電文の長さを示す	000400~700000 (最大電文長は、700,000) (注) なお、関連省庁システムの業務で送受信する電文の最大長は、3.1.2 NACCS EDI 電文の電文構造 表 3-1-1 を参照のこと
20	合計	398		

(注 1) 予約エリアは、システムの制御用に使用する。

(注 2) 出力共通項目に設定される業務コードについては、入力共通項目と同じ業務コードを保証しないため、入力項目と異なる業務コードまたは、規則性のない文字列(スペースを含む)が設定される場合がある。従って、電文等の振り分けを行う際には、出力情報コード、電文引継情報、入力情報特定番号を利用することが望ましい。